

アルパインクライミング B 級主任検定員設定理由と主たる改訂事項

設定理由

今年度の指導委員総会で「指導員の資格でも主任検定員資格を可能に出来ないか?」との要望が出され、検討を行ってきました。

上級指導員の減少、高齢化により技術的・体力的に新規取得が困難になっていることを踏まえ、指導員資格保有者でも、指導員の養成・検定を行えるようにする必要であるとの結論に達しました。

従来の主任検定員規約の内容を一部改訂し、B 級主任検定員資格を設定しました。

B 級主任検定員資格は指導員以上の資格保有者を対象とした主任検定員資格で、アルパインクライミングの指導員養成講習会および検定会にのみ適用される資格です。

尚、従来の主任検定員は A 級主任検定員に移行します。

主たる改訂事項（日山協公認主任検定員認定規約より抜粋）

(認定と受講資格)

第 2 条

※以下の項を追加

- (3) 主任検定員資格には A 級主任検定員と、B 級主任検定員とがある。
- (4) B 級主任検定員については、アルパインクライミングにのみ適用する。

2 受講資格

- (1) A 級主任検定員は公認山岳上級指導員以上、B 級主任検定員は公認山岳指導員以上の資格を有しているもの。
- (2) 都道府県山岳連盟（協会）（以下岳連という）に於いて、指導員養成講習会講師、検定員または登山技術講習会などで指導の実績を有しているもの。
- (3) 岳連会長の推薦を受けたもの

※ (4) 項、(5) 項は削除

(有効期限)

第 6 条 有効期限は資格取得後 4 年間とする

※ (2) 項は削除

(更新登録) ※第 7 条を新設

第 7 条 有効期限内に主任検定員資格更新のための研修会に参加し、資格継続に問題ないと認められたものは、資格を継続する。

(2) 更新のための研修に当たっては、論文審査は行われない。